

いじめ重大事態についての課題と再発防止に向けた取組

令和8年3月

本件に関して、いじめ事案が生起し、いじめ重大事態の認定、児童へのアンケート調査、調査委員会の設置、報告書の作成、報告書の修正、そして報告書を基にした保護者との協議等を通じて、いじめ、不登校の問題に対して、学校として組織的に保護者の理解を得ながら取組を進めていくことの重要性を再認識させられた。

本件の事案について、学校及び大学としていじめ、不登校の問題に対して附属学校園の課題を明らかにするとともに再発防止に向けた組織的な取組について、以下のように検討を行なった。

I 課題の整理

(1) 「いじめ防止基本方針」の内容の理解とそれに基づいた計画的な取組の実施

いじめの事案について、いじめに対する学校としての感度を高めるとともに、それを許さない文化を醸成できるよう計画的にいじめや人権に関する内容を道徳や学級活動で実施する必要があった。

また、報告書でも指摘されている通り、調査委員会の設置が遅れ、結果として対象児童の保護者に学校としての対応に不信を招いたのは、単にフローチャートの誤認だけでなく、いじめの当事者である対象児童とその保護者の願いに寄り添った対応が学校として不十分だったことに起因すると考える。

(2) いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）の理解とガイドラインを基にした適切な対応

対象児童の保護者からいじめ重大事態と認定してほしいという要望があり、それを受けて認定することとしたが、「いじめ重大事態」の認定後の動きについて、学校及び附属学校支援グループはガイドラインに対する理解が不十分であったため、様々な課題が残った。

令和4年9月に実施したいじめの調査の際に、学校側と保護者との間に認識の違いが生じたことについて、大学及び学校はガイドラインを基に考えを整理し、丁寧な説明によって対象児童の保護者の理解を得ながら進める必要があった。

調査委員会の設置や調査委員の選定についても、ガイドラインに示された対象児童の保護者の心情や要望に寄り添った対応としては課題があり、もっと早期に委員会を設置できなかったのか、委員の人選において保護者の要望に応えることはできなかったのかなど、保護者と協力して事実の解明と不登校の解消に向けての取組に力を注ぐ必要があった。

(3) いじめの事案に対する適切な初期対応の実施

令和4年7月8日に対象児童の母から、我が子がいじめられているのではないかという連絡が担任に入って以降、調査、対応等が行われたが、学校として情報共有がなされて適切に行われたのか、いじめの問題に対して学校としての初期対応は適切であったのかを検討する必要がある。また、いじめの事案が生起した際、迅速に組織的に対応し、学校としていじめを許さないという強い意志を示し、そのことが関係児童に伝わったのか改めて対応を見直す必要がある。

(4) 学校としての組織的な対応の実践

校内のいじめ防止対策委員会の委員長が校長ではなかった点から、いじめ重大事態に対して学校としての動きとなりにくかったことが考えられる。7月に実施されたいじめ事案の調査、その事案に関係した児童への指導、対象児童への謝罪の実施についても、いじめに関する重大事案は校長を中心に学校組織として実施されることにより、重大な問題であることが明確に児童に伝わるのではないかと。

その後の対応についても、夏休み中も対象児童の保護者との連携を継続するなど、担任だけでなく学校として対応する体制を整える必要があった。

いじめに関する調査は事実の解明とともに、その後に対象児童が学校へ来られるようになる、状況を改善することが目的である。学校としてその手立ての実行に重点をおくことが難しかったことについて、学校組織として課題を整理する必要がある。

(5) 対象児童への支援、取組

(4)で示したとおり、いじめの被害を受けた児童が復帰できるようにするため、早期からスクールカウンセラーの助言を受けるなど、いじめ事案に対する学校の適切な判断を支える仕組みも課題であった。

また、7月のいじめの指導について、謝罪後も対象児童との対話や見守り、カウンセリング等が必要であったこと、夏休み明けからも登校できない状況が起こる可能性も鑑みて、対象児童への支援を細やかに実施する必要があったことなど対象児童への支援、取組を充実させる必要があった。

(6) いじめに関係した児童、他の児童等への指導

いじめに関係した児童に対しては、継続的な指導等が必要である。学校として、他の児童も含めて一時的な指導ではなく計画的・継続的な指導を行う必要があった。

(7) その他

最初作成された報告書には日付や事実などミスがあり、結果として対象児童の保護者から報告書に対する疑念を抱かせる結果となった。情報の共有、記録の保管等を校内で徹底するとともに、報告書作成に際して責任をもって事実を整理できるよう確認体制を整える必要がある。

2 再発防止に向けた取組

- (1) 当該校の職員の「いじめ防止基本方針」への理解を深めるとともに、フローチャートの改訂を行った。「いじめ防止基本方針」のいじめ重大事態の対応フローに「これは基本的な対応の流れを示すものである。早期対応が重要であり、報告の受理等を待たずとも調査委員会の設置や調査に向けた動きを迅速に行っていく必要がある。」という文言を追記して改訂した。
- (2) いじめの問題に対する理解を深めるため、毎年定例でいじめ防止のための職員研修会を実施する。いじめの問題に対する個々の教員、学校の感度を上げるため、いじめ防止対策推進法上のいじめの定義や実際のいじめの事例などを基に学ぶ。また、国内外のいじめの現状について理解を深めるとともに、いじめが起こった場合の初期対応を学校として組織的に丁寧に実施するための手順や確認事項等を示して、適切に初期対応が学校として実施できるよう研修を実施する。
- (3) ガイドラインを活用して、いじめの重大事態が起こった場合の被害児童・保護者に対する基本的な姿勢を確認するとともに、被害児童への支援、加害児童、周囲の児童に対する指導の在り方についても校内の研修で協議し、まずは被害児童に対する多面的な支援体制の構築とスクールカウンセラーなど専門家を招聘した委員会を開催するなど、支援策を適切に実施し、続いて、加害児童・周囲の児童にも継続的な指導を実施していくことを確認した。
- (4) 学校として、いじめを許さない、お互いの人権を大切にすることをテーマとした児童に向けての講話や講義を計画的に実施し、いじめを許さない学校文化を醸成していく。
- (5) 学校として組織的にいじめや不登校の問題に適切に対応していくため、いじめ防止対策委員会、教育相談委員会を月1回定期的に開催し、具体的な事例を確認しながら防止に向けた啓発を行っていく。また、いじめに関わるアンケートを年3回実施し、併せて担任による学級全員に対する個別面談も継続するなど、より個々の児童の状況の把握に努める。
また、迅速に組織的な対応が必要な場合は、校長をトップとしていじめ防止対策委員会、教育相談委員会等を適切に実施し開催する。
- (6) 被害児童及びその保護者との対応や各委員会のメモについては、基本的なメモの取り方と報告の仕方を徹底するとともに、児童アンケート、委員会記録、報告メモ等の記録の保存方法、年限について文書により5年間を原則（基本的には卒業後5年まで保存）とするなど、保存の在り方の原則を徹底する。
- (7) 附属学校支援グループは附属学校園の取組を支援するとともに、取組に課題がある場合は改善を求める役割がある。そのためにも担当者のガイドラインに対する理解を図り、ガイドラインに沿った取組の実施を学校に徹底させるとともに、いじめや不登校の問題について各附属学校園で取組が適切に行えるよう研修をこれまで以上に充実させていく。